

[事案 23-214] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

元本保証の保険と信じて変額個人年金に加入したが、実際には元本保証ではなかったとして、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 1 月、銀行で変額個人年金保険に加入し、平成 18 年 2 月および 10 月に増額したが、下記の理由によって、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時には、変額保険で元本割れの危険性があること、年金としても元本の保証がないことの説明がなかった。
- (2) 1 週間前に契約した、年金原資保証特約付新変額個人年金保険の商品とは根本的に違いがあることの説明がなく、同様に元本保証の商品と思い契約した。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、募集人が説明不十分であるという申立人の主張を受け入れることはできないため、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集にあたっては、「パンフレット」「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり・約款」を用いて商品説明を行い、特別勘定の価格変動リスク等の各種リスク、預金とは異なり預金保険の対象にならないこと、諸費用について入念に説明した。
- (2) 1 週間前に契約した、年金原資保証特約付新変額個人年金保険の商品と同じであると誤解しないよう、年金受取総額保証がないことについては特に入念に説明した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、募集人は、申立人に対し、リスクを含めた本件商品の内容につき、募集資料に基づき適正に説明したと推認することができ、この推認を覆すような特段の事情の存在を認めることはできないこと、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があったと評価せざるを得ず、申立人から無効を主張することはできないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 契約の申込み時に、募集人から申立人に対して交付された「変額個人年金保険に関する確認書」には、確認事項として「2. 特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、特別勘定の運用によってもたらされる損益はすべて保険契約者に帰属すること。〈中略〉運用実績によって払戻金額や将来の年金原資、受取年金総額等が払込保険料の合計額を下回ることがあること。〈以下略〉」、「3. 年金支払開始日前の死亡日の死亡保険金額は最低保証されていますが、払戻金額

や将来の年金原資および年金支払開始日以後の死亡一時金は最低保証されておらず、払込保険料の合計額を下回ることがあること。」等の項目が記載されている。

- (2) 申立人も受領したことを認めている「特に重要なお知らせ／ご契約のしおり・約款」には、「年金支払開始日前の死亡日の死亡保険金額は最低保証されていますが、払戻金額や将来の年金原資および年金支払開始日以後の死亡一時金は最低保証されていません。」、「特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、払戻金額や将来の年金原資、受取年金総額等が払込保険料の合計額を下回ることがあります。」、「多くの場合、解約・減額による払戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。」との注意書きが記載されている。
- (3) 事情聴取において申立人が募集人から説明を受けた際に受取ったことを認めているパンフレットによると、申立人が選択した「自由選択コース」には最低保証付年金特約を付すことができないことが記載されている。
- (4) 募集人は、申立契約の説明に2時間近く費やしている。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。